



寒暖差のある日々が続いて体調を崩されている方も多いのではないのでしょうか。各地で頻発している地震、梅雨を迎えるこれからの時期は大雨や台風など心配は尽きません。被害がないように願うばかりですが、いざという時のために備えていきたいものです。

経営も備えが大切です。三宅税理士法人では月次決算を行い、お客様の経営判断のお役に立てるよう仕事を進めております。今月のテーマは月次決算では必要となってきました「**発生主義**」です。ご存じの方も多いと思いますがよりよい月次決算書を作成するため、基本的な内容を再確認していただけたらと思います。

《発生主義について》

三宅税理士法人は7つの法則を基に月次決算を行っております。7つの法則とは・・・

- 1：発生主義
- 2：仮払金・仮受金の精算
- 3：月次棚卸
- 4：月割減価償却費の計上
- 5：月割賞与引当金の計上
- 6：未払消費税等へ振替（消費税等の精算）
- 7：未払法人税等の計上



月次決算については別の機会にお伝えさせていただきます。

月次決算について知りたい!!という方は弊社スタッフにいろいろお尋ねください。

最初に掲げているのが発生主義です。基本的なことですが、とても重要な内容になります。年次決算書は「中小企業の会計に関する基本要領」に拠って作成されています。「中小企業の会計に関する基本要領」には

- 1：収益、費用の基本的な会計処理
 - 収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する。
 - 費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上する。
 - 収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算する。
 - 収益及び費用は、原則として、総額で計上し、収益の項目と費用の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

と記載されています。

【解説】企業の利益は、一定の会計期間における収益から費用を差し引いたものであり、収益と費用をどのように計上するかが重要となります。ここで、収益と費用は、現金及び預金の受け取り又は支払いに基づき計上するのではなく、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理することが必要となります。収益のうち、企業の主たる営業活動の成果を表す売上高は、にあるように、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する対価（現金及び預金、売掛金、受取手形等）を受取った時（売掛金の場合には、発生した時）に認識するのが原則的な考え方です。（一般に「**実現主義**」といいます。）実務上、製品や商品の販売の場合には、売上高は、製品や商品を出荷した時に計上する方法が多く見られますが、各々の企業の取引の実態に応じて、決定することとなります。

一方、費用については、にあるように、現金及び預金の支払いではなく、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に認識するのが原則的な考え方です。（一般に「**発生主義**」といいます。）

ここで、適正な利益を計算するために、費用の計上は、にあるように、一定の会計期間において計上した収益と対応させる考え方も必要となります。例えば、販売した製品や商品の売上原価は、売上高に対応させて費用として計上することが必要になります。（費用“収益対応の原則”といい、一般に棚卸等を行うことにより、売上高と売上原価を対応させます。）なお、にあるように、収益と費用は原則として総額で計上する必要があります。例えば、賃借している建物を転賃する場合は、受取家賃と支払家賃の双方を計上することとなります。

つまり、決算を行う上では発生主義をしなければなりません。

（広告）
5年6月号
2023年6月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
（中国税理士会 倉敷支部会員）
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第193号
発行担当者：山崎 亜紀



《発生主義と現金主義の違い》

発生主義とは
収益・費用の発生が確定した時点で金額を計上する方法
（減価償却は固定資産の取得価格を毎年定期的に費用とし、固定資産の使用によって生じる価値の減少を費用と捉えて計上するのは、発生主義の考え方に基づくものです）

現金主義とは
収益を現金等の入金時、費用を現金等の出金時に計上する方法
取引の管理に対する手間が少なく、不正をしづらいが将来の費用の支払いや過去の収益の入金を現金主義で記録すると期間損益計算が成り立たなくなります。

《具体例》
7/15に現金で10,000円の給料を支払った。
給料の計算期間は6/1～6/30

発生主義による仕訳		借方		貸方		摘要
6/30	給料	10,000	未払費用	10,000	6/1～6/30	
7/15	未払費用	10,000	現金	10,000	6/1～6/30	

現金主義による仕訳		借方		貸方		摘要
7/15	給料	10,000	現金	10,000	6/1～6/30	

発生主義では実際の支払いとは関係なく6/30に費用として計上されます。その後、現金の支払いが発生したら再び仕訳します。現金主義では支払いが7/15に発生しているので、7月の経費になります。発生主義では6月の経費に含まれ、現金主義では7月の経費に含まれます。そのため、それぞれの営業利益額に10,000円の差が生じます。社会保険の会社負担分（法定福利費）も発生月に計上します。引落日が月初と月末の2回あった場合でも二重に計上されることはありません。

発生主義では売掛金や買掛金が発生した場合、現金のやり取りがなくても記帳を行い、正確な財務状況の把握に役立ちます。このことから一般的な会計処理においては発生主義が採用されています。

月次では現金主義で行い、決算のみ発生主義を行う場合もありますが、経営判断を正確に行うためには毎月発生主義を行い月次決算を行うことでより精度の高い月次決算書を作成し、経営者の方に経営判断を行っていただけるというメリットがあります。



三宅税理士法人では毎月、月次決算のご報告をさせていただいております。お客様に資料のお願いなどご協力いただきまして、いつもありがとうございます。今後も毎月、ご報告させていただきますよう、資料のご準備等のご協力をお願い致します。



～現在、申請できる補助金～

対象	小規模事業者持続化補助金（経済産業省）
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、委託・外注費等
補助上限	50万円～200万円
	<通常枠> 上限 20万円
	<特別枠> 上限 200万円（賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠）
	インボイス特例適用事業者は、上記補助上限額に50万円上乘せ
補助率	補助対象経費の2/3
	「賃金引上げ枠」申請の赤字事業者は3/4
申請締切	第13回公募 9月7日（木）
問合せ先	小規模事業者持続化補助金事務局 TEL：03-6632-1502（土日・祝日を除く）

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**
今月の開催日は**6月8日（木）**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
6月8日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月5日(月)
7月13日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月7日(金)
8月17日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月4日(金)

対象	IT導入補助金（経済産業省）
対象経費	中小企業・小規模事業者等 ソフトウェア、PC・タブレット、レジ・券売機等
補助額	<通常枠> 5万円～450万円 補助率：1/2 <デジタル化基盤導入枠>
	【会計・受発注・決済・ECソフト】
	50万円以下 補助率：3/4
	50万円超～350万円 補助率：2/3
	【PC・タブレット等】
	上限10万円 補助率：1/2
	【レジ等】上限20万円 補助率：1/2
申請締切	6月2日（金）17：00（予定）
問合せ先	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター TEL：0570-666-424（土日・祝日を除く）



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

< 6月カレンダー >

8	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
12	月	*5月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
30	金	*4月決算法人の確定申告・納付期限
		*10月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限 (消費税年税額400万円超の1・7月決算法人)
		*消費税等毎月納付(4月分)